

事務連絡
令和元年11月5日

水沢高等職業訓練校 普通課程 木造建築科（高卒2年）御中
（指定科目の確認を受けた学校課程）

公益財団法人 建築技術教育普及センター
（中央指定試験機関・都道府県指定試験機関）

改正建築士法に伴う受験資格等の変更 及び
「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」様式の変更について（通知）

貴教育機関におかれましては、建築士法に基づく指定科目制度の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

改正建築士法及び関係法令の見直しにより、施行日（令和2年3月1日）以降、建築士試験の受験資格等が変更となりますので、下記のとおりお知らせします。

貴教育機関におかれましては、「1. 二級・木造建築士試験の受験資格等の変更について」の内容を、学生、卒業生等へ周知をお願い申し上げます。

記

1. 二級・木造建築士試験の受験資格等の変更について

改正建築士法において、指定科目の修得単位数に応じた「必要な実務経験年数（試験時）」「必要な実務経験年数（登録時）」が、それぞれ規定されます。

施行日（令和2年3月1日）以降、貴教育機関における「必要な実務経験の最短年数（試験時）」「必要な実務経験の最短年数（登録時）」は、下表となる予定です。

学校課程名		水沢高等職業訓練校 普通課程 木造建築科（高卒2年）
学校課程コード		0385-010-210
二級 木造	必要な実務経験の最短年数（試験時）	0年
	必要な実務経験の最短年数（登録時）	2年

（次ページへつづく）